

令和 7 年度第 1 0 回

下松市農業委員会総会議事録

令和 8 年 1 月 14 日（水） 1 6 時から
下松市役所 4 階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和 7 年度第 10 回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和 8 年 1 月 1 4 日（水） 1 6 時から

2 開催場所 下松市役所 4 階 庁議室

3 農業委員

・出席（8 人）

会長 5 番 清水 守

会長職務代理者 3 番 河村 真弓

1 番 内山 禮介 2 番 大本 博秀 4 番 近藤 政司 6 番 田中 結

7 番 藤田 善江 8 番 松村 将吾

・欠席（0 人）

4 農地利用最適化推進委員（全員出席要請）

・出席（5 人）

1 番 貞久 晋 3 番 小林 克美 4 番 金藤 哲夫 5 番 弘中 健治

6 番 本村 学

・欠席（1 人）

2 番 藤井 清隆

5 議事日程

第 1 会議の成立

第 2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第 3 議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）

議案第 2 号 現況確認書について（調整区域）

報告第 1 号 現況確認書について（市街化区域）

報告第 2 号 令和 6 年度地籍調査事業（大字河内の一部）における
農地の地目の変更について

6 農業委員会事務局職員

局 長 中田 量寄

書 記 古谷 大亮

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第 10 回 定例総会 会議の概要

事務局	それでは、ただ今より 1 月の定例総会を開催いたします。農業委員の欠席はございませんので、出席委員は 8 名です。農業委員の過半数が出席していますので、下松市農業委員会会議規則第 7 条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお、検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。藤井清隆推進委員は欠席です。それでは議長お願いします。
議長	おはようございます。本日の議事録署名人は河村真弓委員と田中結委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。 それではよろしくお願い致します。
事務局	議案書 1 ページをご覧ください。議案第 1 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）です。 申請は 1 件です。対象土地は 1 筆でありまして、土地の所在は大字●●●●●●番●、地目は登記簿田、現況田、農振区分は農用地区域外で、面積は 1, 3 2 6 m ² です。利用権を設定する者は●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、●●●●●さん、内容は使用貸借で、新規の利用権設定、期間は令和 8 年 2 月 1 日から令和 1 3 年 1 月 3 1 日までの 5 年間です。調査報告は小林克美推進委員です。よろしくお願いします。
議長	小林克美推進委員、お願いします。
小林(推)委員	それでは報告いたします。1 月 4 日に●●さんの所に伺いまして話を聞いてまいりました。息子さんですが、今●●●●●にご在住でございます。将来的に帰って来て、お父さんの百姓を継ぐと。今までの経験はそんなにはないのですが、道具は全部揃っています。親子ではありますし、将来的にも若い人が帰ってくるのならいいのではないかと思います、問題ないと報告します。
議長	小林克美推進委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。
大本委員	親子で利用権設定とはどういう感じなのですか？
議長	事務局説明をしてください。
事務局	はい。●●さんに耕作をさせたいという狙いがあると思っております。●●さんが耕作をするとなると、この次に考えられるのが、住宅を建てると。農家として耕作していれば住宅を建てることができますので、この次に転用なり、農家住宅を建てる許可申請が出ると考えております。そのための前段階での貸し

		借りになると思います。農家住宅を建てるためには利用権を設定するか、生前贈与をするかという形になろうかと思いますが、利用権設定がやり易い手続きというふうになっております。1, 0 0 0 m ² までは農家住宅で建てられますけれど、そこまで必要なければ。本件につきましては、既に分筆をしておりまして、4 ページの●●●●ー●が分筆して農地になっておりますが、そこに恐らく住宅を建設するのではないかなというふうに考えております。
小林(推)委員		分筆してあるけれども、まだ田んぼなのですよ。この手続きが済んだらですね。
議 長		この土地はまだお父さんの名前ですね。
事 務 局		はい。利用権設定が終わった後に、恐らく5条の許可申請が出てくるのではないかと。お父さんの●●さんから●●さんへの転用かと。
近 藤 委員		ここの●●も2件くらいありますよ。
議 長		開発行為はどのようなのでしょうか
事 務 局		開発行為に関しては、農家用住宅であれば、適用除外ということではないというふうになっております。
議 長		分かりました。 他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をします。議案第1号受付番号1番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。
		(全 員 挙 手)
		はい。全員でございます。議案第1号受付番号1番は原案の通り承認致します。次、事務局をお願いします。
事 務 局		議案書5ページをご覧ください。議案第2号現況確認書(調整区域)についてご説明いたします。申請は2件です。 それでは受付番号1番について説明します。対象土地は3筆ありまして、土地の所在は大字●●●●●●番、●●●番●、●●●番●、地目はいずれも登記簿田、農振区分は農用地区域外、面積は順に、2 2 1 m ² 、2 6 m ² 、3. 3 m ² 、合計2 5 0. 3 m ² です。所有者は●●●●●さんの相続財産清算人、弁護士●●●●●さん、非農地として認定して良いかの承認となります。申請地はいずれも耕作放棄されたもので、●●●番は約30年前から、●●●ー●と●●●ー●は20年以上前から耕作放棄されているとのことです。調査報告は松村将吾委員です。よろしくお願いします。

議 長	松村将吾委員、お願いします。
松 村 委 員	はい、では報告いたします。1月7日に現地を確認いたしました。場所は6ページの左側ですね。真ん中の太い線が●●●●●になりまして、右側に●●●●●があります。●●●●●と●●●●●の西側100mほどに、今回の申請地がございます。現地はですね、6ページの右側と、添付資料を見ていただきますと、●●●●●が●●●さんが以前住んでいらっしゃる場所です。そこから見た③の右側が農地で、④の道路側から農地を見た感じで、写真の通りで耕作をされていない状況で、一部道路で、申請の通りでした。今回相続財産清算人がついていていると思うので、相続人がいらっしゃるということで、非農地はしょうがないのかなというところではと思いました。以上報告になります。
議 長	松村将吾委員、ありがとうございました。 次、受付番号2番について事務局お願いします。
事 務 局	それでは受付番号2番について説明します。対象土地は3筆ありまして、土地の所在は大字●●●●●番●、●●●●●番●、●●●●●番●、地目は順に登記簿田、畑、畑、農振区分はいずれも農用地区域外、面積は順に、2, 639㎡、358㎡、117㎡、合計3, 114㎡です。所有者は●●●●●さん、非農地として認定して良いかの承認となります。申請地はいずれも30年以上耕作しておらず現在に至っているとのことです。調査報告は田中結委員です。よろしくお願いします。
議 長	田中結委員、お願いします。
田 中 委 員	では報告します。7ページと添付資料を併せてご覧ください。場所は●●●●●●●●から●●●●●方面に直進したところにあります。12月24日に現地を確認いたしました。現地は30年以上前から耕作しておらず、添付されている写真でも分かる通り、既に山になっていました。農地に戻すことは難しく、非農地と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	田中結委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。 私のほうから。受付番号2番ですが、一部、堤があると思うのですが、農地の中に入っているのですか？
事 務 局	そこまでは。堤というのは？
議 長	ため池が東側の一部に点線の隣に入っているかどうか。
事 務 局	筆としては入っているのかなと。

議 長 私の記憶では、ため池があって、その下の広いところ、●●●―●には麦が植えてあってという記憶がありましたが、今はずっと竹藪になっていると思うのですが。ため池が入っているので、それはそれで問題はないと思いますが、どうなのかなと思って質問しました。

事 務 局 7ページの左側の図面を見ますと、●●●―●については、池部分を含んでの筆かなというふうに考えております。

議 長 分かりました。
受付番号1番については、相続人がいないとかいう。

事 務 局 そうですね。確認しましたところ相続人がいないということで、今回財産整理をするということで、弁護士をたてて今後所有権移転がされるというふうに聞いております。

議 長 分かりました。相続人がいないということになったら、国庫帰属法になるのですか？

事 務 局 今回につきましては、次に買い手がいらっしゃるという話を聞いております。買い手がいるので、弁護士がついて所有権移転をします。

議 長 分かりました。
他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号1番についてはこれを非農地とし、また受付番号2番についてもこれを非農地とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番、2番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。

事 務 局 議案書8ページをご覧ください。
報告第1号、現況確認書について（市街化区域）ですが、届出が2件ございました。
添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程第10条に基づき、専決により処理いたしました。
報告第2号、令和6年度地籍調査事業（大字河内の一部）における農地の地目の変更について、お手元の資料をご覧ください。こちらについては、土木課地籍調査係より、農地の地目について確認の依頼がありました。これは、国土調査法に基づく農業委員会による土地分類調査です。昨年12月に検討を行った

		結果は記載のとおりです。なお、詳細については、既に土木課地籍調査係へ報告を行っております。 報告事項は以上です。
議 長		これは地籍調査で、職権でやったということですか？
事 務 局		はい。地籍調査によって農地が農地以外の地目になる場所についての確認を行ったということです。エリアとしては、恋路のクリーンセンターの辺りでございます。ほぼ市の所有であるとか、施設組合の所有地ばかりです。買収後に市の名義にした後に、地目がそのまま残っておったというのが大半でございまして、これを機に地目変更したというものでございます。
内 山 委員		これは、法務局の登記簿も変わるということですか？
事 務 局		地籍調査になりますので、職権で変わります。
大 本 委員		買収した時の手順、手続きが漏れたということですか？
事 務 局		所有権移転は終わっているのですが特段問題はないのですが、地目変更をしていないと。手順としては最終的には地目変更してもらうまでがベストではございますが、公共が持っている土地については影響がないということで、地目がそのままということが結構あります。
金藤(推)委員		今、クリーンセンターやスポーツ公園があります。平成の森構想というのがあってですね、行政の方でその計画の中で、その一帯の買収をかけたという経緯があります。その時は所有権移転登記をしたのですが、地籍調査に併せて今回地目の変更をしたと。本来なら名義が変わったところで地目変更するのが筋ではあるのですが、今回、将来的に地籍調査をするのに併せて地目変更したと理解しています。
議 長		はい。以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。その他について何かありますか。 これで1月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和8年1月14日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長 清水 亨

署名委員 河村 真弓

署名委員 田中 結